11. 申告書の書き方（おもて面）

- 1 から順番に該当する項目に記入してください。
- 収入がない方、非課税所得のみの方は 1 を記入後 12 を記入してください。

1 住所、氏名、生年月日、個人番号

□申告する方の住所、氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。

2 収入金額等

□年金収入の場合は「公的年金等の内訳」欄を記入してください。
□収入の種類別に収入の金額を収入金額欄に記入してください。

3 所得金額

□下表を参照し、収入の種類別に所得を計算し、所得の金額欄に記入してください。
□「合計⑫」に所得金額の合計額を記入してください。

収入・所得		内　容（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入・所得）
①営業等		卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種外交員、集金人、大工、左官、家内労働者などの自由職業から生じる所得です。 ※ 収入金額は（ア）に記入してください。
②農　業		農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生じる所得です。 ※ 収入金額は（イ）に記入してください。
③不動産		アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地などから生じる所得です。 ※ 収入金額は（ウ）に記入してください。
④利　子		公社債や預貯金の利子などによる所得です。 ※ 源泉分離課税分は申告不要です。
⑤配当	株式等	株式の配当等による所得です。（上場株式等で市民税・府民税が特別徴収された配当は原則申告不要ですが、申告する場合は、うら面「10」に特別徴収された配当割額を記入してください。）
	その他	配当控除の適用のない配当所得です。
⑥給　与		給料（賞与含む）、賃金、俸給などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を（カ）に記入してください。 ※ 源泉徴収票を添付してください。 ◆3ページ「7. 所得の速算表」及び下記「給与の記入例」を参照ください。 ◆源泉徴収票がない方は下記 9 をご覧ください。
⑩雑	公的年金等	恩給及び公的年金（国民年金、厚生年金など）から生じる所得です。 ※ 総収入金額を（キ）に記入してください。 ※ 源泉徴収票を添付してください。 ◆3ページ「7. 所得の速算表」及び下記「公的年金等の記入例」を参照ください。
	業　務	著述家以外の方の受ける原稿料、印税、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入から生じる所得です。 ※ 総収入金額を（ク）に記入してください。
	その他	生命保険の個人年金、互助年金などから生じる所得です。 ※ 総収入金額を（ケ）に記入してください。
⑪総合譲渡・一時	総合譲渡	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡などから生じる所得です。 （商品、原材料などの棚卸し資産は除かれます。） 短期（コ）…取得後5年以内の譲渡　　長期（サ）…取得後5年超の譲渡 特別控除額は、長期と短期あわせて最高50万円です。
	一　時	賞金、懸賞当選金、競馬、競輪などの払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金、生命保険契約に基づく一時金などから生じる所得です。なお、特別控除額は最高50万円です。

給与収入の金額及び公的年金等に係る雑所得があり、その2つの所得の合計額が10万円を超える場合、以下の計算式による額を給与所得より控除します
（給与所得の金額　※1）＋（公的年金等に係る雑所得の金額　※1）－10万円
（※1）10万円を超える場合は10万円
13 に該当する控除がある者は 13 の控除を適用した後の金額から控除します

「給与」と「公的年金等」以外の所得については、申告書うら面の 9「所得の内訳に関する事項」の該当箇所に記入してください。

公的年金等の記入例

1. 年金の支払金額を源泉徴収票で確認しながら 2「公的年金等の内訳」欄に記入してください。
2. 合計額を 2「公的年金等（キ）」に記入してください。
3. 年金収入は雑所得になります。公的年金等の雑所得速算表（3ページ）で所得を計算してください。
4. 計算結果を 3「公的年金等　⑦」に記入してください。

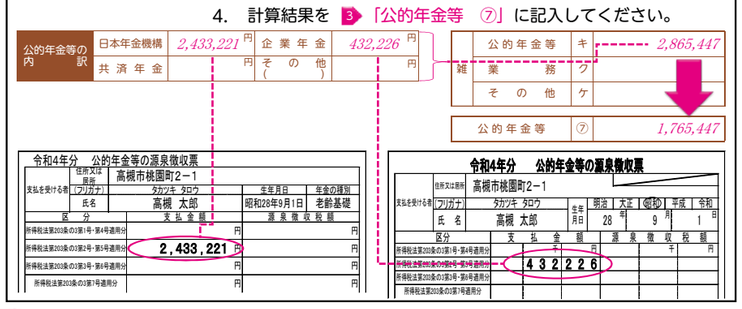

6 所得から差し引かれる金額に関する事項（人的控除）

□控除別に必要事項を記入してください。⑳配偶者控除・同一生計配偶者、㉑配偶者特別控除、㉒扶養控除については、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。
□扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類（各人に行ったことを明らかにするもの）」の添付又は提示が必要です。

7 所得から差し引かれる金額（人的控除）

□控除別に控除額を記入してください。
□「合計（タ）」に所得から差し引かれる金額の合計（⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕＋㉖）を記入してください。

控除の種類		控除の要件など（令和4年12月31日現在の状況で判定）	控 除 額
⑰寡婦・ひとり親控除	寡婦控除	（1）夫と離婚後再婚していない方のうち、次の条件全てを満たす方 ・扶養親族を有する（被扶養者の合計所得金額が48万円以下であること） ・合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと （2）夫と死別した後再婚していない方又は夫の生死の明らかでない方のうち、次の条件を全て満たす方 ・合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	26万円
	ひとり親控除	次の条件全てを満たす方 ・ひとり親であること（事実上婚姻関係にあると認められる方がいる場合は適用不可） ・同一生計の子を有する（子の総所得金額等が48万円以下であること） ・前年の合計所得金額が500万円以下であること	30万円
⑱勤労学生控除		次の条件全てを満たす方 ・働きながら大学、高等学校等に通学している ・前年の合計所得金額が75万円以下 ・自己の勤労によらない所得が10万円以下 ※申告時に学生証又は在学の証明書類を持参してください。	26万円
⑲障害者控除	普通障害者控除	①「身体障害」・「知的障害」・「精神障害」・「戦傷病」手帳の交付を受けている方 ②精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、普通障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方	26万円 ※申告時に証明する手帳などを持参してください。
	特別障害者控除	①障害者控除に該当する方のうち、「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」、「精神障害者保健福祉手帳1級」、「戦傷病者手帳（特別項症から第3項症まで）」の交付を受けている方 ②原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ③6ヶ月以上継続して就床し複雑な介護を要する方 ④精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、特別障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方	30万円
	同居特別障害者控除	特別障害者控除に該当する配偶者、扶養親族が同居している場合は同居特別障害者控除になります。	53万円
⑳配偶者控除・同一生計配偶者		生計を一にする配偶者（内縁関係の者、事業専従者を除く）の前年の合計所得金額が48万円以下である場合に右表の控除が受けられます。 また、右表で※にあたる場合は、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」にチェックをお願いします。なお、この場合で配偶者が障害者であれば、同一生計配偶者（配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下）にかかる障害者控除の対象となります。	納税義務者の合計所得金額（給与収入の場合） ～900万円（～1,095万円）：配偶者控除 33万円、配偶者控除額 33万円、老人配偶者控除額（昭和28年1月1日以前生まれ）38万円 ～950万円（～1,145万円）：配偶者控除 22万円、配偶者控除額 22万円、老人配偶者控除額 26万円 ～1,000万円（～1,195万円）：配偶者控除 11万円、配偶者控除額 11万円、老人配偶者控除額 13万円 1,000万円超（1,195万円超）：※適用なし
㉑配偶者特別控除		あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（配偶者控除該当者及び事業専従者を除く）の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、右表の控除が受けられます。 なお、申告書の配偶者の合計所得金額の欄については、本手引3ページの「7. 所得の速算表」を参照ください。 ≪注意≫ 配偶者控除を受けられる方は、重複して配偶者特別控除を受けることはできません。	納税義務者の合計所得金額（給与収入の場合） 配偶者の合計所得金額（給与収入の場合）48万円超～100万円（103万円超～155万円）：～900万円 33万円、～950万円 22万円、～1,000万円 11万円 ～105万円（～160万円）：33万円、22万円、11万円 ～110万円（～166万円）：26万円、18万円、9万円 ～115万円（～175万円）：21万円、14万円、7万円 ～120万円（～183万円）：16万円、11万円、6万円 ～125万円（～190万円）：11万円、8万円、4万円 ～130万円（～197万円）：6万円、4万円、2万円 ～133万円（～201万円）：3万円、2万円、1万円 133万円超（201万円超）：適用なし 1,000万円超（1,195万円超）：適用なし
㉒扶養控除		生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が48万円以下である場合にこの控除が受けられます。	
	一般扶養控除	16歳～18歳　（平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	33万円
	特定扶養控除	19歳～22歳　（平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれ）	45万円
	一般扶養控除	23歳～69歳　（昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれ）	33万円
	老人扶養控除	70歳～　（昭和28年1月1日以前生まれ）	別居 38万円
		老人扶養親族に該当する扶養親族が同居し、かつ、あなたかあなたの配偶者の直系尊属である場合は7万円の同居加算がされます。	同居 45万円
㉓基礎控除		前年の合計所得金額に基づき右表の控除額が受けられます。	前年の合計所得金額／基礎控除額 2,400万円以下：43万円 2,450万円以下：29万円 2,450万円超 2,500万円以下：15万円 2,500万円超：適用なし
（その他）所得金額調整控除		裏面 15 に該当する方は、以下の計算式により算出された金額を給与所得より控除します。 （給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×0.1	

8 16歳未満の扶養親族に関する事項

□扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。
□扶養親族が日本国外に居住する場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類（各人に行ったことを明らかにするもの）」の添付又は提示が必要です。

16歳未満の扶養親族	**16歳未満**（平成19年1月2日以後生まれ）	**控除額　0円**
	生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合 ≪注意≫ 扶養控除の対象にはなりませんが障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除等における要件の扶養親族にあたります。この記入がない場合は、該当の控除が取れなくなることがありますのでお忘れなく記入をお願いします。また、年少扶養の人数は非課税基準額の算定にも影響が及びます。	

市民税・府民税申告書の記入例

※「9. 市民税・府民税の計算例」の場合

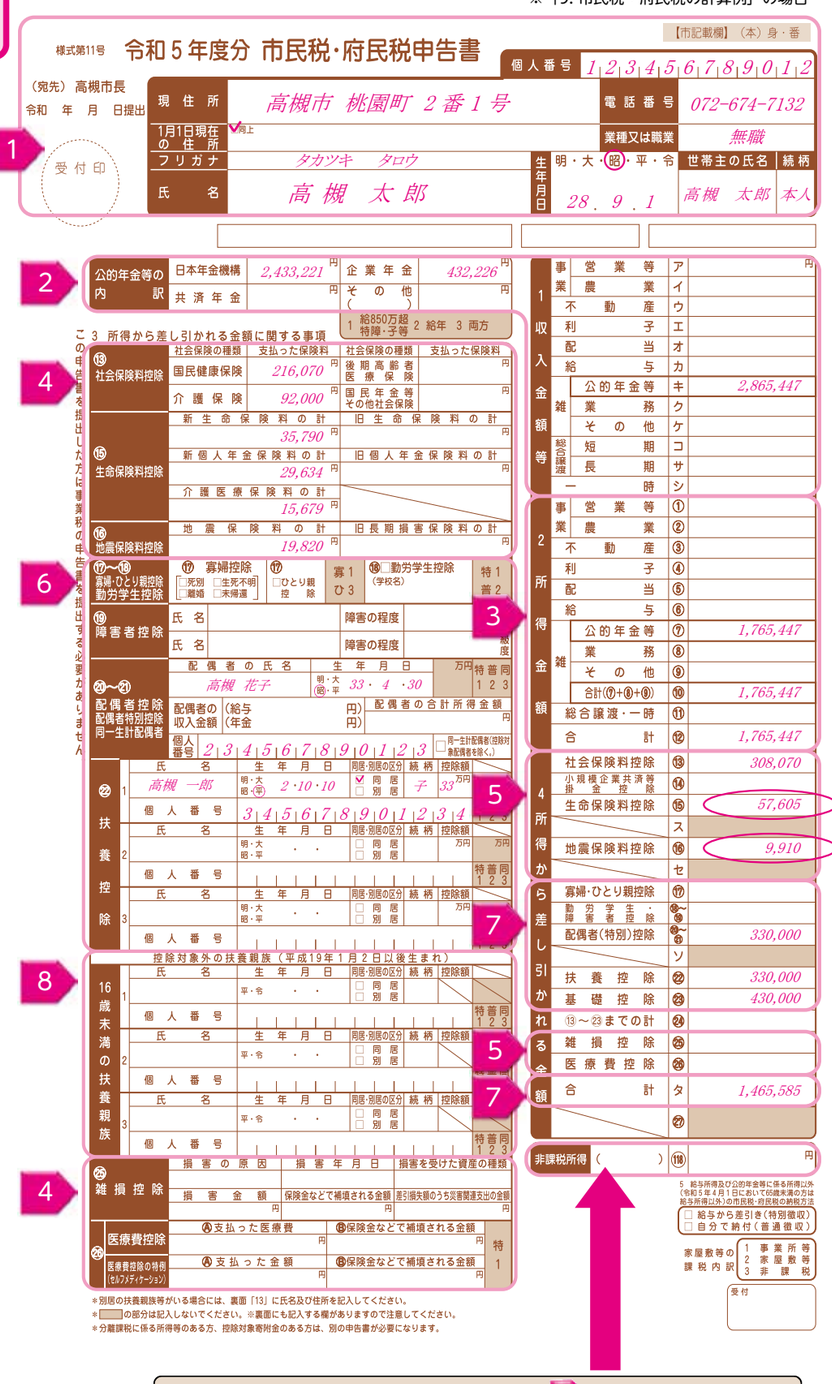

非課税所得がある人は、申告書うら面の 12 を参照してください。

給与の記入例

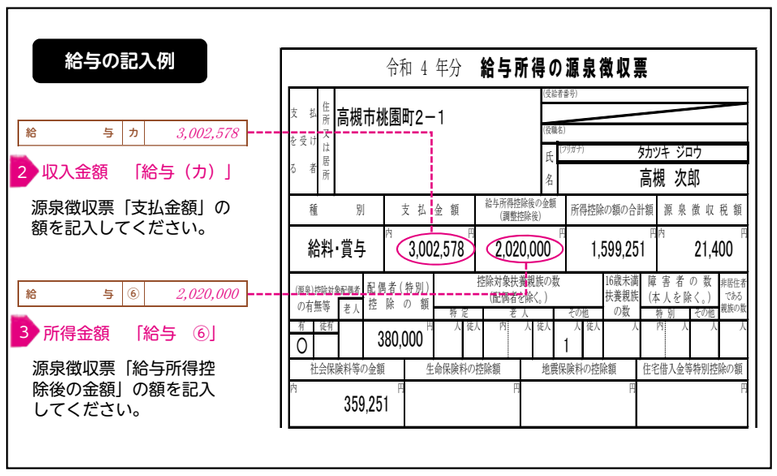

2 収入金額　「給与（カ）」
源泉徴収票「支払金額」の額を記入してください。

3 所得金額　「給与　⑥」
源泉徴収票「給与所得控除後の金額」の額を記入してください。

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

□控除別に支払額、補填金等を記入してください。

5 所得から差し引かれる金額

□控除の支払額等から控除額を計算し記入してください。

控除の種類	内　容	控除額
⑬社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが負担することになっている国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。	支払金額全額 ≪注意≫ 配偶者、その他の親族の公的年金等から直接差し引かれた社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。
⑭小規模企業共済等掛金控除	前年中にあなたが支払った確定拠出年金（企業型・個人型）、小規模企業共済等掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合に受けられる控除です。 ※証明書（原本）などが必要です。	支払金額全額

控除の種類	内　容
⑮生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの配偶者、その他の親族などを受取人とする生命保険料（配当金のある場合は差し引いた額）や、個人年金保険料、介護医療保険料などをあなたが支払った場合に受けられる控除です。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については、それまでの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除のそれぞれの適用限度額を28,000円、合計適用限度額を70,000円とすることとされました。 下表の手順に従って計算をしていただくと生命保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 ※生命保険料控除証明書（原本）が必要です。

1. 生命保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。

A　新契約に係るもの（平成24年1月1日以後締結分） 保険の種類	支払金額
①新生命保険料の計	円
②新個人年金保険料の計	円
③介護医療保険料の計	円

B　旧契約に係るもの（平成23年12月31日以前締結分） 保険の種類	支払金額
④旧生命保険料の計	円
⑤旧個人年金保険料の計	円

☆申告書 4「⑮生命保険料控除」にも同様に記入してください。

2. ①～⑤の保険の種類ごとに、下記のA、Bの計算式により控除額を計算し、令和5年度の生命保険料控除額を算出してください。

A　新契約に係るもの（①、②、③） 年間の支払保険料等	控除額
～ 12,000円	支払金額の全額
12,001円 ～ 32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円 ～ 56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円 ～	28,000円

（小数点以下は切上げ）

B　旧契約に係るもの（④、⑤） 年間の支払保険料等	控除額
～ 15,000円	支払金額の全額
15,001円 ～ 40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円 ～ 70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円 ～	35,000円

（小数点以下は切上げ）

	控除額
①新生命保険料	（上限28,000円）
④旧生命保険料	（上限35,000円）
両方ある場合（①＋④）	（上限28,000円）

→ ⑥一般生命保険料控除（左表の中で一番大きい額を記入）

	控除額
②新個人年金保険料	（上限28,000円）
⑤旧個人年金保険料	（上限35,000円）
両方ある場合（②＋⑤）	（上限28,000円）

→ ⑦個人年金保険料控除（左表の中で一番大きい額を記入）

	控除額
③介護医療保険料	（上限28,000円）

→ ⑧介護医療保険料控除

→ 合計 → あなたの令和5年度の生命保険料控除額（⑥～⑧合計で上限70,000円）

控除の種類	内　容
⑯地震保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などの地震保険契約や旧長期損害保険契約（保険期間10年以上）の保険料をあなたが支払った場合に受けられる控除です。それぞれの支払金額に対して控除額を計算していただき、合計をした額が地震保険料控除額となります。下表の手順に従って計算をしていただくと地震保険料控除額が算出できるようになっていますのでご利用ください。 ※地震保険料控除証明書（原本）が必要です。

1. 地震保険料の保険の種類別に支払金額を記入してください。

A　地震保険料 保険の種類	支払金額
地震保険料の計	円

B　旧長期損害保険料 保険の種類	支払金額
旧長期損害保険料の計	円

☆申告書 4「⑯地震保険料控除」にも同様に記入してください。

2. 1.の保険の種類ごとに下記のA、Bの計算式により控除額を算出してください。

A　地震保険料 年間の支払保険料等	控除額
～ 50,000円	支払金額×1/2
50,001円 ～	25,000円

（小数点以下は切上げ）

B　旧長期損害保険料 年間の支払保険料等	控除額
～ 5,000円	支払金額の全額
5,001円 ～ 15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円 ～	10,000円

（小数点以下は切上げ）

→ あなたの令和5年度の地震保険料控除額（上限25,000円）

地震保険、旧長期損害保険の両方の支払金額がある場合は合計額1つの契約で両方の支払金額がある場合は、控除額が有利な方のみ算出

㉕雑損控除		前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などが所有する生活用資産が災害・盗難・横領によって損害を受けた場合に受けられる控除です。 ※災害関連支出（盗難・横領を含む）を証する書類が必要です。	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額－横填された額）－（所得金額の合計額の10%） ②（災害関連支出の金額－保険金等により補填された額）－5万円
㉖医療費控除の特例（セルフメディケーション）	医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などの為に、医療費を支払った場合に受けられる控除です。 ※令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書の作成が必要です。（医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）（原本）を添付する場合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可） また、医療費の領収書は自宅で5年間保存をお願いします。	（支払った医療費－保険金等により補填された額）－（所得金額の合計額の5%又は10万円のいずれか低い額） ※限度額200万円 ※「所得金額の合計額の5%」の小数点以下は切捨て
	医療費控除の特例（セルフメディケーション）	前年中にあなたが下記の一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族などの為に、一定のスイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合に受けられる控除です。 ※令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自宅で5年間保存する必要があります。	（対象医薬品の購入金額－保険金等により補填された額）－12,000円 ※限度額88,000円 ※一定の取組に係る費用は控除対象外 ※この特例を受ける場合には従来の医療費控除の適用はできません。

12. 申告書の書き方（うら面）

9 所得の内訳に関する事項

□「6　給与所得の内訳」
日給など給与所得のある方で、源泉徴収票がない方は、この欄に記入してください。
≪給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法（記入例）≫参照
□「7　事業・不動産所得に関する事項」～「9　雑所得（公的年金等以外）に関する事項」
所得の種類に応じて、該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。
□「11　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」
該当する箇所に収入と必要経費等の内訳を記入してください。
※ 総合譲渡の特別控除額は、50万円かその譲渡益のいずれか少ない方
※ 一時所得の特別控除額は、50万円か収入から経費を差し引いた残額のいずれか少ない方

給与収入があり、源泉徴収票をお持ちでない方の申告方法（記入例）

申告書うら面　左上

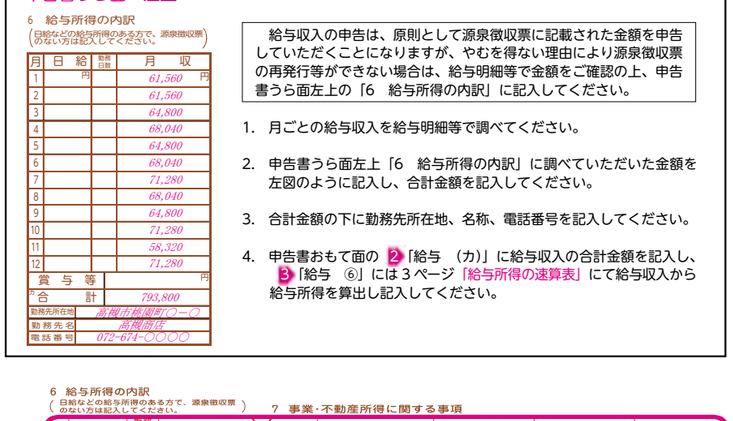

給与収入の申告は、原則として源泉徴収票に記載された金額を申告していただくことになりますが、やむを得ない理由により源泉徴収票の再発行等ができない場合は、給与明細等で金額をご確認の上、申告書うら面左上の「6　給与所得の内訳」に記入してください。

1. 月ごとの給与収入を給与明細等で調べてください。
2. 申告書うら面左上「6　給与所得の内訳」に調べていただいた金額を左図のように記入し、合計金額を記入してください。
3. 合計金額の下に勤務先所在地、名称、電話番号を記入してください。
4. 申告書おもて面の 2「給与　（カ）」に給与収入の合計金額を記入し、3「給与　⑥」には3ページ「給与所得の速算表」にて給与収入から給与所得を算出し記入してください。

10 事業専従者に関する事項

□「12　事業専従者に関する事項」
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、営業等に一年を通して6か月を超える期間従事した場合は、その方の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）等を記入してください。1人につき次の①又は②のいずれか少ない金額が必要経費（専従者給与（控除）額）になります。
①　50万円（配偶者の場合は86万円）
②　営業、不動産所得等の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

11 別居の扶養親族等に関する事項

□「13　別居の扶養親族等に関する事項」
控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。

12 前年に所得がなかった方、非課税所得がある方に関する事項

□「15　前年中に所得がなかった方」
あなたが無収入であった場合、生活状況等の該当箇所に必要事項を記入してください。
□「16　非課税所得の内訳」
非課税所得を受給していた場合、非課税所得金額を記入してください。

≪注意≫
非課税所得（遺族年金・障害年金等）がある場合は、申告書おもて面右下「118 非課税所得」にも金額を記入してください。
収入がなくても、健康保険料、保育料算定等や公営住宅関連のために申告が必要な方又は税の証明書（非課税証明書）が必要な方は、この「15　前年中に所得がなかった方」若しくは「16　非課税所得の内訳」に記入してください。

非課税所得がある方の申告方法（記入例）

遺族年金420,000円と障害年金973,538円を受給している場合

申告書うら面　右下

前年の収入に遺族年金、障害年金等の非課税所得がある場合は申告書うら面右下「16　非課税所得の内訳」に内訳を記入し、申告書おもて面右下「118 非課税所得」にも記入してください。

1. 申告書うら面右下「16　非課税所得の内訳」に前年の非課税所得の金額を記入してください。
2. 申告書おもて面右下「118 非課税所得」に非課税所得の合計金額を記入してください。

申告書おもて面　右下

13 所得金額調整控除に関する事項

□「17　所得金額調整控除に関する事項」
下記の①と②の両方に該当する方であれば、その者の氏名等を記入してください。

①本人の給与収入が850万円を超える。
②以下のいずれかに該当する。
・給与所得者本人が特別障害者
・同一生計配偶者が特別障害者
・扶養親族が特別障害者
・扶養親族が23歳未満

※ここでいう同一生計配偶者または扶養親族については、自分以外の親族等が控除対象にしている場合も含めます。